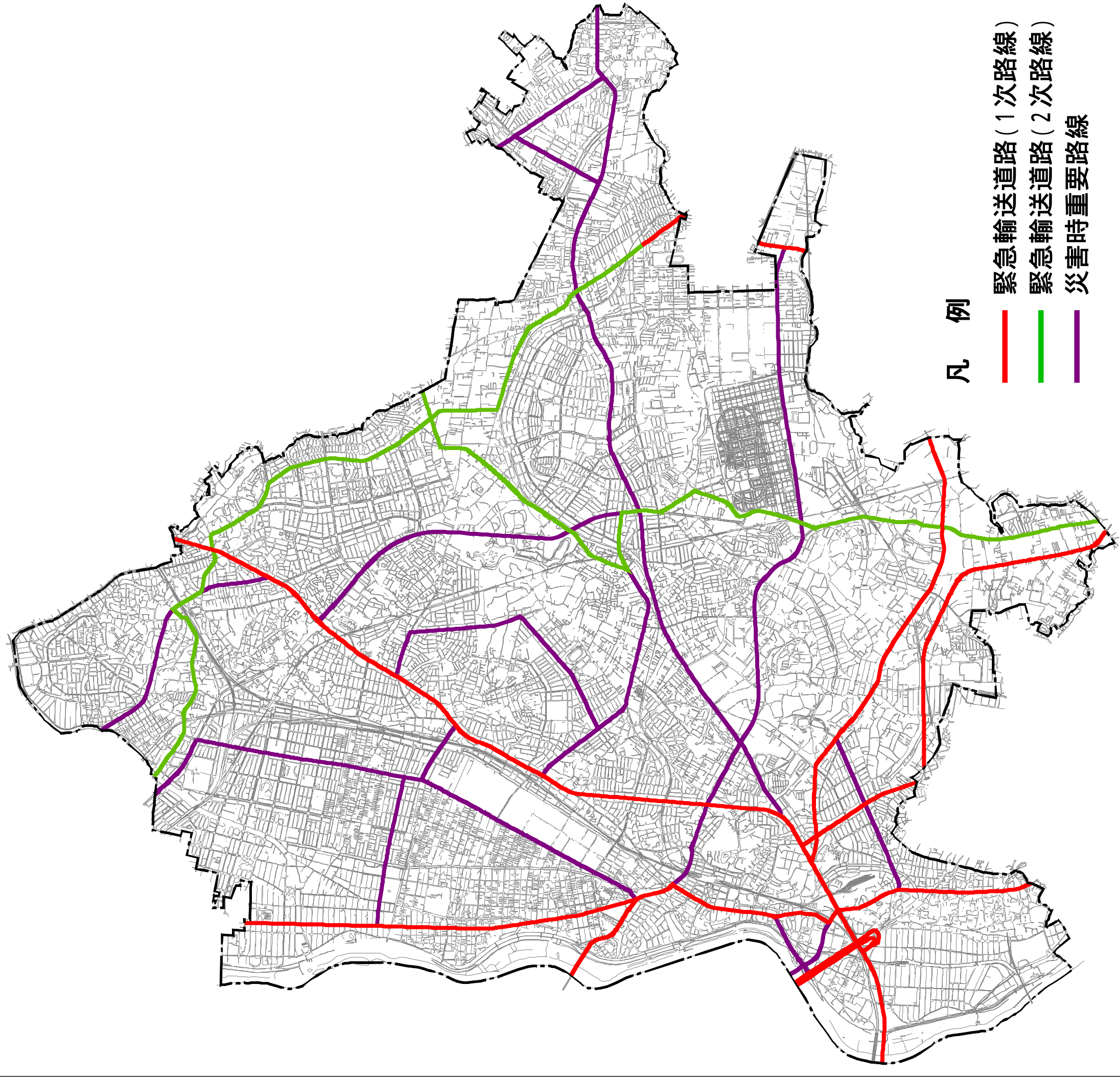


参考資料

資料4	緊急輸送道路網図	19
資料5	松戸市の補助事業の概要	20

資料 4 緊急輸送道路網図



資料5 松戸市の補助事業の概要

松戸市木造住宅耐震診断助成事業

1 補助対象建築物となる木造住宅

市内にある木造住宅で以下のすべてに該当するもの。

- (1) 市民が自ら所有し、かつ、居住する木造在来軸組工法の住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築し、または着工された木造住宅で、一戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。ただし、賃貸住宅は除く。
- (3) 地上階数が2以下であること。

* 「木造在来軸組工法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材の軸組（在来）工法によってつくられたものをいう。（プレハブ工法やツーバイフォー工法は除きます。）

* 「建築時期」は登記事項証明書や建築確認通知書で確認してください。なお、これらの書類は補助金交付申請時の添付書類となる。

2 耐震診断の内容

（財）日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法（平成16年7月12日改訂）」に基づいて、木造住宅耐震診断士が、図面と現地調査によって行なう、一般診断又は精密診断

* 「木造住宅耐震診断士」とは、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習修了者名簿に記載された（社）千葉県建築士会松戸支部及び（社）千葉県建築設計事務所協会松戸支部の会員である建築士

3 補助率

耐震診断にかかった費用で木造住宅耐震診断士に支払った額の2/3かつ千円/平方メートル以内で、3万円を限度とする。

4 所管課 松戸市建築指導課